



ビジネス 支援コーナー

本稿は、納税者に賦課された米国連邦税、州税、地方税に関するベナリティーを回避する目的でかかれたものではなく、またその目的で使用することも出来ません。

テキサス州事業税改正と電子申告義務

ブライスウォーターハウスクーパース LLP
日系企業部 税務マネージャー
日本公認会計士 山岸 哲也

本稿では最近行われた重要な税法改正のうち、テキサス州事業税の改正、電子申告制度の強制適用の2点に絞ってその概要を説明するとともに、実務上重要なポイントを説明したいと思います。なお、詳細に関しては個別に税務専門家にご相談されることをお勧めします。

テキサス州事業税の改正

2006年5月18日にテキサス州知事の署名によりテキサス州事業税の改正（「改正法」）が成立しました。今回の改正は、納税義務者、課税ベース、申告方法など課税体系を抜本的に改正する内容となっており、テキサス州で事業を行っている日系企業及びこれからテキサスへの投資を考えている日系企業にとって非常に大きな影響がある改正と考えられます。

・従来のテキサス州事業税

従来、テキサス州事業税は、連邦税上の課税所得に一定の調整を加えた金額の4.5%または純資産額の0.25%のいずれか大きいほうの金額とされていました。納税義務者はCコーポレーション、リミテッドライアビリティカンパニー（LLC）に限られ、例えば、パートナーシップやリミテッドパートナーシップ（LP）におけるリミテッドパートナーなどは課税対象者に含まれていませんでした。また、従来は単体申告が義務付けられていました。

・納税義務者の拡大

改正法のもとでは、コーポレーション、パートナーシップ、LLC、信託、ジョイントベンチャー等が納税義務を負うこととされ、課税対象となる事業体が大幅に拡大されました。ただし、個人がすべての持分を所有するジェネラルパートナーシップ、受益者および受託者双方が個人である信託、一定の要件を満たす投資事業体等は課税対象より除外されることになっています。本改正により、これまで頻繁に利用されてきたテキサス州におけるLPを使った節税はできなくなります。

・課税ベース - 粗利益（Gross Margin）に対する課税

改正法のもとでは、課税対象粗利益（Taxable Margin）が課税ベースとなります。ここでいう課税対象粗利益とは、納税者の総売上額の70%または納税者の総売上から売上原価もしくは従業員や役員に対する報酬額を控除した金額、のうちいずれか小さい金額をいいます。売上原価または報酬額のいずれを控除対象とするかは納税者の選択によることとなります。ただし、納税額が1,000ドル未満または総売上額が300,000ドル未満の納税者に関しては納税申告義務が免除されることになっています。

・税率

適用税率は、卸売業または小売業を営む納税者に対しては課税対象粗利益の0.5%、それ以外の事業を営む納税者に対しては1%となっています。

・申告方法の変更

これまでテキサス州は事業体ごとに申告する単体申告州でしたが、改正法により合算申告州に移行することになりました。つまり、ユニタリービジネスに従事する80%以上の同一支配関係にあるグループメンバーは合算して申告納税することが義務付けられました。ただし、事業の80%以上が米国外で行われている事業体または資産及び給与の80%以上が米国外に所在している事業体（例えば、海外関連会社など）はユニタリーグループから除外されます。

・適用年度

改正法は2008年5月15日が申告期限となる確定申告より適用されることになっています。具体的には、12月決算の会社であれば2007年12月期、3月決算の会社であれば2007年3月期より適用されることとなります。

ただし、テキサス州でこの改正で新たに課税対象となる事業体に関しては、特別な移行措置により2006年5月31日以前の期間に係る粗利益は課税対象になりません。

・留意点

○リミテッドパートナーシップを利用することによりテキサス州事業税の節税を図ってきた納税者は、改正法のもとでは原則として納税義務が生じることになります。

○ユニタリーグループの範囲、テキサスにネクサスを有するグループメンバーの特定を適切に行う必要があります。

○製造業と卸売業（親会社等から製品を輸入して再販売する）とを同時に営む納税者は、改正法上適用される税率を決定するため、卸売業に属するのか、それ以外の事業に属するのか判定する必要があります。

○売上原価の計算方法は別途テキサス州税法上の規定に基づき計算することになっています。したがって、売上原価の計算方法を連邦税法上のユニキャップ計算とは別に行う必要があります。

○サービスの提供を主たる事業とする会社は、売上原価を控除する方法か報酬額を控除する方法のいずれが自社にとって有利か比較検討する必要があります。

電子申告制度の強制適用（連邦税）

2005年12月31日以降に終了する課税年度に係るForm 1120及び1120-Sについて、資産総額が5千万ドル以上で、かつ、2005年中に250以上の税務申告書を提出している納税者は、電子申告することが義務

付けられました。ここでいう税務申告書には、従業員に対して発行するW-2やForm 1099も含まれます。また、電子申告の適用は、80%以上の資本関係（議決権及び価値）にあるControlled Group全体で判定することになります。

電子申告義務があるにもかかわらず、電子申告せず従前通り紙で申告書を提出した場合には、当該納税者は申告書を提出していないものとみなされます。適用初年度ということもあり、電子申告したものの受領されないなどかなりの混乱が起きる可能性があります。したがって、事前に税務申告書作成者（会計事務所など）と作成プロセスを検討し、電子申告による申告漏れなどが起きないように細心の注意を払う必要があります。

なお、電子申告によりRSによる申告書の内部処理が迅速に進むことが期待されており、また、申告書記載情報の分析等も容易に行えるようになることから、RSによる税務調査等も多くなることが予想されています。



プライスウォーターハウスクーパース日系企業部

プライスウォーターハウスクーパースは米国各地にジャパニーズ・ビジネス・ネットワークを有し、日系企業のニーズを良く理解した日米の公認会計士が会計、監査、税務、M&Aディール、人事コンサルティングなど幅広い分野に渡って質の高いコンサルティングを提供しております。会計や税務のみならず皆様の企業でお困りのことがございましたらお気軽にご相談ください。